

平成 19 年度 学校カウンセラー認定実施要項

日本学校教育相談学会認定委員会

1. あなたも資格をお取りになりませんか

この学会の『学校カウンセラー』の資格認定は二つの目的を持っています。

第一は、学校教育相談の専門家としての資格をもち、学校内の中核的な存在になっていただくことです。『スクールカウンセラー派遣事業』という名称で学校内に臨床心理の専門家が置かれつつあります。臨床心理の専門家を含んだ新しい学校教育相談の構築が始まりつつあることを感じさせます。しかし、今こそ学校現場の声を反映できる生徒指導・教育相談の発展期ととらえ、その中心を担っていこうとするのが本学会の資格認定の主旨です。

第二は、豊富な実践や、実績を残して退職された学会員が、その経験を学校の内外で生かすために資格を取得していることが有利に働くと思われるからです。教育委員会の嘱託相談員をはじめスクールアドバイザー・さわやか相談員・こころの教室相談員等いろいろな形で、学校を外部から支援することができるので、会員の皆様の自己実現とともに、ライフワークとして資格の取得を目指していただきたいものです。

本事業も 13 年目を迎えます。十分な基礎資格を持ちながら申請を躊躇されているあなたの出番をお待ちしています。現在約 700 名以上の方々が資格を取得し、それぞれの場で活躍しています。

次に、認定申請のために必要なことを簡単に説明します。

2. 認定申請の条件

※学校カウンセラーの認定を受けようとする場合、次の条件を充たしている必要があります。

(1) 本学会の会員として3年以上所属していること。

3年間会費を納めていることが必要で、例えば、平成 17 年度入会の方は平成 17.18.19 年度の会費を納入していなければなりません。

(2) 教職経験（指導主事を含む）が10年に達していること。

経歴によっていろいろなケースがでてきますが、疑問の場合は事務局に問い合わせ下さい。

(3) 教育相談係（またはそれに準ずるもの、例えば生徒指導主事・養護教諭等）として5年以上の経験があること。

※基礎条件を充たしていたら次に必要な内容を確認したり、資料を用意したりして下さい。

(4) 教育相談の実績（相談事例を持っていたり、学校内で教育相談の実践を積んでいたりすること）を持ち、それを発表していること。発表は、校内発表でも研修会での事例発表でもかまいません。5例以上が必要です。

(5) 研究発表の実績は、本学会研究大会、または都道府県や政令指定都市以上の他学会や研究会において申請5年以内に1回以上口頭発表あるいは論文による発表があること。

今年度（平成 19 年度）に申請の後に発表を予定している場合は、面接審査までにその内容を事務局に資料を送って下さい。

(6) 学校カウンセラーにふさわしい研修を受けていて、修了証などがあること。

◆学校教育相談に関する理論 (120分程度のものを8回以上)

◆心理臨床に関する理論 (120分程度のものを8回以上)

◆学校教育相談の技法に関する理論と演習 (120分程度のものを8回以上)

上記の研修を受けていることが必要なのですが、教育センターの中級講座終了程度の研修が基準なので、会員の方の大部分は既にクリアしていると思われます。

(7) 学校カウンセラーとして、校内や相談機関で他の教職員と連携を保ち業務を遂行するにふさわしい識見・人柄を持っていること。

このために本学会は学校カウンセラー認定にあたって、面接審査を行うことが特徴です。「人と人のかかわり」に関する資格では面接審査は欠かせないと考えているからです。ロールプレイばかりでなく日常の相談活動に対する考えを聞かせていただくのが目的です。

3 認定の手順

以上の(1)～(7)がOKなら、次の手順で認定申請を行ってください、詳細は認定申請書類と一緒に送る「認定申請の手引き」に書かれています。

(1) 認定申請書類の請求

まず認定委員会事務局宛に認定申請書類一式(郵送料込み1,000円:切手可)をご請求ください。

- ・ 電話でのお申し込みは間違いが生じやすいので、下記の申し込み用紙をお使いになってご請求ください。
- ・ ファクシミリの場合は書類代(1,000円)を別途お送りください。
受け付け次第申請書類一式を郵送します。

(2) 認定申請書類の提出

「認定の手引き」を参考に申請書類に必要な事項を記載し申請してください。

記載が不備だと不利になります。よく手引きを読んでください。不明の点は認定委員会事務局まで遠慮なくお問い合わせください。

また、実践や研究、研修について裏付けとなる書類が必要です。手引きにあるように整理してご添付ください。

申請書類の送付先は下記の「**学会認定委員会事務局**」です。

認定申請の締め切りは**平成19年8月31日**です。

(3) 認定審査料の振り込み

認定には、審査(書類・面接等)のための費用が必要なので、認定審査料として

20,000円を申請時にお払い込みください。

認定作業が始まってから基礎資格が不備だということが判明しても認定審査料は返却できませんので、提出前によくお確かめください。

(4) 認定審査と認定の決定

認定は、①各支部の推薦審査 ②書類審査 ③面接審査 によって行われます。

面接審査は、平成20年1月中旬から2月下旬までの土曜日と日曜日に、東京・大阪・福岡等で行われます。内容は学校教育相談についてのお考え、知識、実施状況等を伺います。簡単なロールプレイも行う場合があります。面接時間は30分程度です。

3月上旬には認定の可否をご通知します。

認定委員会事務局 〒320-0851 宇都宮市鶴田町687-9 4F 2階 栃木県カウンセリングセンター内 TEL028-647-1717 Fax028-649-1213
--

認定申請書類請求書

書類送付先	氏名
住所	〒 _____ TEL _____